

議案第 57 号

山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

業務改善の一環として、旅行（出張）に伴い発生する経費の支払い事務を見直すにあたり、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

山都町職員等の旅費に関する条例（平成17年山都町条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第29条」に、「第3章 外国旅行の旅費（第29条）」を「第3章 外国旅行の旅費（第30条）」に、「第4章 雑則（第30条—第32条）」を「第4章 雑則（第31条—第33条）」に改める。

第6条第1項中「宿泊料」の次に「、旅行雑費」を加え、同条第5項中「当り」を「当たり」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 旅行雑費は、実費額により支給する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「急行料金」を「、急行料金」に改める。

第32条を第33条とし、第31条を第32条とし、第30条を第31条とする。

第3章中第29条を第30条とする。

第2章中第28条を第29条とし、第21条から第27条までを1条ずつ繰り下げ、第20条の次に次の1条を加える。

（旅行雑費）

第21条 旅行雑費の額は、公務の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年条例第46号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第14条)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費(第15条—<u>第28条</u>)</p> <p>第3章 外国旅行の旅費(<u>第29条</u>)</p> <p>第4章 雑則(<u>第30条—第32条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、諸費、宿泊料_____、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル<u>当り</u>の定額又は実費等により支給する。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第15条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第14条)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費(第15条—<u>第29条</u>)</p> <p>第3章 外国旅行の旅費(<u>第30条</u>)</p> <p>第4章 雑則(<u>第31条—第33条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、諸費、宿泊料、<u>旅行雑費</u>、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル<u>当たり</u>の定額又は実費等により支給する。</p> <p>6・7 (略)</p> <p><u>8</u> <u>旅行雑費は、実費額により支給する。</u></p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第15条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運</p>

賃」という。)急行料金、寝台料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(移転料)

第21条 (略)

(着後手当)

第22条 (略)

(扶養親族移転料)

第23条 (略)

(日額旅費)

第24条 (略)

(外国人医師の特別旅費)

第25条 (略)

(非常勤職員の旅費)

第26条 (略)

(退職者等の旅費)

第27条 (略)

(遺族の旅費)

第28条 (略)

賃」という。)急行料金、寝台料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(旅行雑費)

第21条 旅行雑費の額は、公務の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。

(移転料)

第22条 (略)

(着後手当)

第23条 (略)

(扶養親族移転料)

第24条 (略)

(日額旅費)

第25条 (略)

(外国人医師の特別旅費)

第26条 (略)

(非常勤職員の旅費)

第27条 (略)

(退職者等の旅費)

第28条 (略)

(遺族の旅費)

第29条 (略)

(外国旅行の旅費)

第29条 (略)

(旅費の調整)

第30条 (略)

(旅費の特例)

第31条 (略)

(委任)

第32条 (略)

(外国旅行の旅費)

第30条 (略)

(旅費の調整)

第31条 (略)

(旅費の特例)

第32条 (略)

(委任)

第33条 (略)

今回の見直し案 概要

【内容】

- ・旅行（出張）に伴い発生する経費（駐車場料金等）について、13節 使用料及び賃借料ではなく、8節 旅費で請求できることとすることで、煩雑な事務処理の軽減を図る。
- ・旅費の中に「旅行雑費」を追加する。

【改正前】

区分	主な経費
8 旅費	鉄道賃 船賃 航空賃 車賃 諸費（県外出張の場合） 宿泊料
13 使用料及び賃借料	有料道路料金 駐車料金 レンタカー代 借上げバス代



【改正後】

区分	主な経費
8 旅費	鉄道賃 船賃 航空賃 車賃 諸費（県外出張の場合） 宿泊料 旅行雑費（※今回追加） 有料道路料金 駐車料金
13 使用料及び賃借料	有料道路料金（ETCカード利用分のみ） 借上げバス代等 ※町に直接請求がくるものに限る。